

令和 8 年度 職員の処遇改善内容

令和 8 年度の処遇改善加算（I）を算定することによる職員の処遇改善については、下記のとおり実施します。

実施内容	対象職員	支給額
処遇改善手当 (ベースアップ分)	社会福祉法人むろと会給与規程 第 22 条の 1 の別表第 4 に規定する処遇改善手当について 支給要件及び支給内容：理事長が別に定める ※ 別表第 4 処遇改善手当「理事長が定める」参照	
深夜勤務手当増額分	深夜勤務を行なう介護職員	深夜勤務手当額 増額分 2,500 円が処遇改善額 (深夜勤務手当 6,000 円/回)
基本給昇給分 (ベースアップ分)	正規職員	基本給増額分
	契約職員・パート職員	高知県最低賃金時給 1,023 円以上 へ引き上げ差額分 (別表第 2 賃金表の額)
賞与による支給分	全職員	別添資料 2 参照
特殊業務手当	介護福祉士資格手当	月額 6,000 円を 7,000 円に改善
法定福利費	全職員	上記の処遇改善増額分の 法定福利費相当分
実施期間：令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月		
備 考		
① 処遇改善加算が算定不可、または、加算が廃止となった場合は、処遇改善手当は支給しない。		
② 処遇改善加算額が職員の処遇改善額を上回る場合は、正規職員・契約職員・パート職員の賞与又は一時金で支給する。		
③ 処遇改善加算額が職員の処遇改善額を下回る場合は、処遇改善手当額を減額する。		

2・令和 7 年度高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金による処遇改善については、下記のとおり実施します。

実施内容	対象職員	支給額
一時金による支給	全職員	別添資料 2 参照
実施予定日：令和 8 年 7 月		

○別表第4 「理事長が定める」処遇改善手当額

雇用形態	職 種	No.	要 件		月 額	
正規職員	介護職員	A-1	介護福祉士+夜勤		50,000円	
		A-2	介護福祉士 夜勤なし	主任・リーダー	47,000円	
		A-3		夜勤無の期間(1年未満)	40,000円	
		A-4	夜勤無の期間(1年以上)	30,000円		
	A-5	資格なし+夜勤		38,000円		
	その他	A-6	看護職員		27,000円	
		A-7	その他職員		26,000円	
雇用形態	職 種	No.	要 件	月 額	時給換算	
契約職員	介護職員	B-1	介護福祉士+夜勤		26,000円	163円
		B-2	介護福祉士		20,000円	125円
		B-3	資格なし+夜勤		16,000円	100円
		B-4	資格なし		6,500円	41円
	その他	B-5	勤続10年以上		2,500円	16円
		B-6	勤続10年未満		1,500円	9円
雇用形態	職 種	No.	要 件	月 額	時給換算	
パート職員	介護職員	C-1	介護福祉士+夜勤		15,000円	125円
		C-2	介護福祉士		12,000円	100円
		C-3	資格なし+夜勤		8,000円	67円
		C-4	資格なし		4,500円	38円
	その他	C-5	勤続10年以上		1,200円	10円
		C-6	勤続10年未満		1,000円	8円
<p>※ 処遇改善手当額は、稼働率低下により処遇改善加算額が減少した場合は、上記の処遇改善額を減額または、支給しないことができる。</p>						

「処遇改善手当：賞与及び一時金支給配分表」

1・下記の項目により、各職員に対して項目の合計ポイントを付与します。

項 目	配分の考え方	配分内容（具体例）
役 職（A）	職務に対する責任の重さを反映	管 理 者：5 監 督 者：4 主 任：3 リ ー ダ ー：2 一般職員：1
勤続年数（B）	継続貢献を評価 （当法人での勤務年数）	10年以上：5 5年以上10年未満：3 3年以上5年未満：2 3年未満：1
勤務時間（C）	労働量（実働）を反映	常勤：10 非常勤：3 カ月の平均出勤数÷20.5 日×10（小数点第2位を四捨五入）
表 値（D）	仕事に対する評価を反映 配分内容の（ ）は全職員に対して占める割合 ※全職員とは、正規職員及び契約・パート職員全て含む	S評価：1.5倍（5%） A評価：1.3倍（10%） B評価：1.1倍（30%） C評価：0.9倍（30%） D評価：0.7倍（20%） E評価：0.5倍（5%）

令和8年4月1日

社会福祉法人むろと会